

事務連絡
平成23年 6月10日

各市町村介護保険担当課 御中

岩手県保健福祉部長寿社会課

【東日本大震災関係】

「地域支え合い体制づくり事業」の拡充による被災者生活支援に係る事業の実施について

標記の事業については、国の交付金を活用して県が造成した「介護サービス施設等整備臨時特例基金」により実施を予定しているところですが、今般、別添(写)のとおり厚生労働省老健局長から通知があり、地域支え合い体制づくり事業において、新たに東日本大震災による被災者生活支援に係る事業を実施できることとなり当該基金を積み増しすることとなりましたので、お知らせします。

なお、現在、県において、事業の詳細について調整しているところですが、関係市町村におきましても、事業の実施について予めご検討くださるようよろしくお願いします。

記

1 地域支え合い体制づくり事業の拡充概要について

「東日本大震災による被災者生活支援に係る事業」が追加されたこと(詳細は、別添中「改正後全文」の別記2を参照のこと)。

(1) 仮設住宅等における専門職種による相談・生活支援

仮設住宅等(避難先や在宅を含む)の要介護高齢者・障がい者(児)等の安心した生活を支援するため、専門職種の者による相談や生活支援等を実施するもの。

(2) 仮設住宅等における介護・福祉サービス等の拠点づくり

仮設住宅や避難所等の要介護高齢者・障がい者(児)等の安心した生活を支援するため、総合相談、デイサービス、訪問サービス、生活支援サービス等を包括的に提供するサービス拠点を設置するもの。

2 事業の実施について

市町村が実施する事業に対する補助(市町村の財政負担に十分配慮した補助)事業の実施を予定しているほか、県において実施する事業についても併せて検討していること。

担当：長寿社会課介護福祉担当
泉田(内線 5443)
TEL 019-629-5441
FAX 019-629-5444